

令和2年7月豪雨による被災者に係る 一部負担金等の支払いの免除（延長）について

この度の、令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当健康保険組合では、今般の災害により甚大な被害を受けられた加入者の方につきまして、令和2年7月4日から令和2年10月31日の診療において、医療機関等の窓口における一部負担金等の支払いの免除を行っているところですが、この取り扱いを、令和2年12月31日まで延長することとしましたのでお知らせいたします。

対象者（以下の①及び②のいずれにも該当する方）

- ① 令和2年7月4日に令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村にお住まいの方（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に移られた方も含まれます。）

※令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市町村については、内閣府ホームページでご確認ください。

- ② 上記①の地域にお住まいの方で、令和2年7月豪雨に伴う災害により、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした状態の方
- ・主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方
- ・主たる生計維持者が行方不明になられた方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

免除対象期間

令和2年7月4日から令和2年12月31日までの診療、調剤及び訪問看護